

みやぎ税務会計事務所通信

《 2018 年 11 月 》

MIYAGI
TAX & ACCOUNTING
OFFICE

税務の話題

法人さま と 従業員のいる個人事業者さま 必読！

「年末調整」の季節がやってきます！！

会社にいると、毎年耳にする「年末調整」。

会社から用紙が配られて(会計事務所から言われて!?),あまり気にせず、“とりあえず”“なんとなく”書いて提出されている方がほとんどかと思えます。今月は、「年末調整」の実態(!?)を簡単にご案内いたします！

従業員を雇っていない個人事業の皆さまには“余談”なお話となってしまいますが、お付き合いください。

(注)便宜上、お給与を支払う法人さま及び個人事業主の方を全て「会社」と表現しております。

「年末調整」って何のため？

会社は給与を支払う場合、所得税を源泉徴収することとなっています。この毎月の所得税は「源泉徴収税額表」に基づき徴収しています。ただ、以下の“ズレ”が生じる方がほとんどであるため、その“ズレ”を解消するための手続きが年末調整なのです。

1/1～12/31 の各月に
お給与に基づいて計算した源泉所得税額の合計

一致しない(ズレ)

1/1～12/31 の所得に基づいて計算した所得税の年税額

「年末調整」の対象は？

役員や従業員など、会社が給与を支払っている全員が対象となるわけではありません。具体的には、「扶養控除等(異動)申告書」を提出した次の方々が対象です。

- ① 1年を通じて勤務している人
- ② 中途入社で年末まで勤務している人

[ご参考]年末調整の対象外

- ① 上記に該当しても給与が2,000万円超である方
- ② 2か所以上の会社等から給与を受け取っている方

「年末調整」の流れ

所定の書式(お客さまにはお渡いたします)

- (1)扶養控除等(異動)申告書
- (2)保険料控除申告書

ご契約の各社より届きます

- (3)生命保険料控除証明書
- (4)地震保険料控除証明書

該当される方のみ

- (5)住宅借入金等特別控除申告書
- (6)借入金の年末残高証明書

会社へ
提出

＜年税額の計算＞

・ 1/1～12/31 に支給された
お給与額を集計

所得控除額を計算
(扶養控除や生命保険料控除など)
住宅借入金等特別控除額
を計算

この計算をするために
左記(3)～(6)の書類が
必要になります！
ご提出をお忘れなく!!

＜所得税額の精算＞

毎月徴収されていた税額
に対し年税額が

少なかった時 → 還付されます
(年末にお金が返ってきて何となく嬉しい時)

多かった時 → 徴収されます

【ご参考】「年末調整」で適用できない所得控除

次の3つの控除を受ける場合は、確定申告が必要です。

医療費控除は、「医療費が10万円以上だと戻ってくる!？」と、よく言われるところです。実際は、「10万円を超えた金額×所得税率」の税額が低くなるイメージです。

- ・ 雑損控除 … 災害等によって損害を受けた場合
- ・ 医療費控除 … 医療費の支払額が多額である場合
- ・ 寄附金控除 … 国等へ寄附をした場合

毎年、会計事務所に言われ
とりあえず書類を書いたり集めたり
「正直、面倒…」と思われる
かもしれません。

ですが！本来、確定申告が
必要な「年税額の精算」という
大切な手続きを、年末調整は
全て済ませているのです。

今年も、ご理解とご協力を
よろしくお願いいたします！